

ダブル発電応援キャンペーンのご案内

平成 21 年 12 月 14 日に掲載致しました内容を一部変更致しました。

変更となった部分は赤字で掲載しております。また、変更前後の比較を最後に掲載しております。

低炭素社会実現に向けて、当社が環境トップランナーと位置づけているダブル発電住宅*にお住まいの皆さまに、その環境効果を実感していただくことを目的として、『ダブル発電応援キャンペーン』を実施しております。

*ダブル発電住宅：電力会社との一つの電気需給契約のもとで、系統連系した太陽光発電設備とエネファームもしくはエコウィルを併せて設置し、ご使用されている住宅

本キャンペーンは、ダブル発電住宅の太陽光発電設備から発生する余剰電力量*(kWh)に対し、当社が、単価 10 円/kWh のエコキャッシュを、年に一度、お客さまにお支払いするものです。尚、エコキャッシュは、50,000 円/年を上限と致します。

*余剰電力量：住宅で自家消費された分を差し引いて電力会社に供給する電力量

$$\text{エコキャッシュ} = \text{余剰電力量 (kWh)} \times \text{単価 10 円/kWh}$$

適用対象となるお客さま

以下の全ての条件を満たすお客さまが本キャンペーンの適用対象となります。

- ①家庭用選択約款「エネファームで発電エコぷらん」もしくは「エコウィルで発電エコぷらん」をお申し込みいただき、当社との間で契約が成立しているお客さま
- ②東京ガスブランドのエネファームもしくはエコウィルをご使用されているお客さま
- ③太陽光発電設備からの余剰電力を電力会社に供給しているお客さま
- ④太陽光発電設備容量が 10kW 未満のお客さま
- ⑤平成 21 年 11 月 1 日から開始された太陽光発電の新たな買取制度の対象となる発電者で、電力会社の受給電力量料金率の区分が住宅用（供給電圧が低圧の場合）およびその他発電設備等を併設の場合のお客さま

お申し込み方法

規約*の内容を承諾のうえ、以下の申込書類を当社にご提出いただきます。なお、申し込み内容に不備がある場合や所定の書類をご提出いただけない場合には、お申し込みを承諾できない場合があります。

*規約：お申し込みをご希望のお客さまへ申込書とともに送付致します

- ①「ダブル発電応援キャンペーン申込書」（当社所定書式）
- ②電力会社の発行する以下の書類のうちのいずれかの写し
 - ・「太陽光発電の新たな買取制度実施に伴う電力受給契約の一部変更についてのお知らせ」
 - ・「電力受給契約のご案内」（平成 21 年 11 月 1 日以降に発行のもの）
- ③家庭用選択約款「エネファームで発電エコぷらん」もしくは「エコウィルで発電エコぷらん」をお申し込みいただいていない場合には、「おトクなガス料金メニュー申込書」（当社所定書式）

お申し込みの成立とエコキャッシュのお支払い対象期間

当社が、お申し込みを承諾した日に成立します。

エコキャッシュのお支払い対象期間は、原則としてキャンペーン成立日後最初に到来する電力会社による太陽光発電設備の余剰購入電力量の検針月から対象となり、これを含む 12 ヶ月分までとなります。

エコキャッシュの算定方法と単価

エコキャッシュは、お支払い対象期間開始月から 12 ヶ月毎の余剰電力量に単価 10 円/kWh を乗じて算定します。なお、算定された当該年度のエコキャッシュは、50,000 円/年を上限としてお支払いいたします。

余剰電力量の確定方法

エコキャッシュの算定基礎となる余剰電力量は、電力会社の発行する「余剰購入電力量のお知らせ」に記載されている値によることといたします。

お客さまには、本キャンペーン成立日後最初に到来する電力会社による太陽光発電設備の余剰購入電力量の検針月から起算して 12 ヶ月毎に、当該年度の 12 ヶ月分の「余剰購入電力量のお知らせ」の写しまたは本書を、当社所定の封筒にて当社宛に郵送いただきます。

エコキャッシュのお支払い方法

お支払い方法は、金融機関口座へのお振込みのみとなります。

変更・中断・終了

当社は、当社が必要と判断した場合、本キャンペーン適用期間中において、本キャンペーンの変更・中断・終了を行うことがあります。この場合、当社はそれらの事実とその取扱いをお客さまにお知らせいたします。

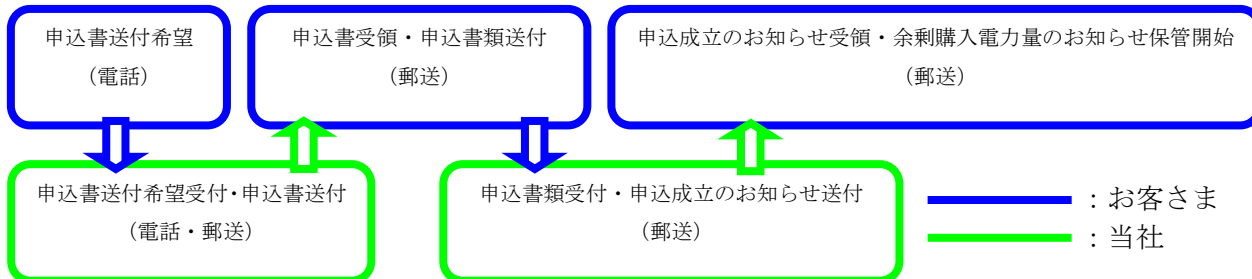
お申し込み期限

当社へのお申し込み期限は、平成 23 年 3 月 31 日まで（当社到着分まで有効）といたします。

その他・お申し込みの流れ

エコキャッシュは雑所得となります。

1 年間の雑所得の所得金額の合計が 20 万円を超えると、確定申告する義務が生じます。



お申込みをご希望のお客さまは、下記までご連絡をお願い致します。

0120-593039 (フリーダイヤル)

受付時間 10:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

【変更前後の比較】

適用対象となるお客さま

【変更前】

- ⑤電力需給契約にその他発電設備等の併設がなされている旨の記載があるお客さま
- ⑥電力会社との電気需給契約の契約種別が「従量電灯B・C」、「おトクなナイト8」・「おトクなナイト10」（時間帯別電灯 [夜間8時間型]・[夜間10時間型]）のお客さま

【変更後】

- ⑤平成21年11月1日から開始された太陽光発電の新たな買取制度の対象となる発電者で、電力会社の受給電力量料金率の区分が住宅用（供給電圧が低圧の場合）およびその他発電設備等を併設の場合のお客さま

※⑤と⑥を1つにし、表現を変更致しました。

お申し込み方法

【変更前】

- ②電力会社の発行する以下の書類のうちのいずれかの写し
 - ・「太陽光発電の新たな買取制度実施に伴う電力受給契約の一部変更についてのお知らせ」
 - ・「電力受給契約のご案内」
- ③電力会社と締結した「発電設備の低圧配電線連系に関する運用申合書」がある場合には、その写し
- ④電力会社の発行した「太陽光発電設備からの余剰購入電力量のお知らせ」がある場合には、その写し（直近1ヵ月分）

【変更後】

- ②電力会社の発行する以下の書類のうちのいずれかの写し
 - ・「太陽光発電の新たな買取制度実施に伴う電力受給契約の一部変更についてのお知らせ」
 - ・「電力受給契約のご案内」（平成21年11月1日以降に発行のもの）

※③と④は削除致しました。

以上